（登録支援機関登録簿の閲覧）

第十九条の二十八　出入国在留管理庁長官は、登録支援機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（支援業務の休廃止の届出）

第十九条の二十九　登録支援機関は、支援業務を休止し、又は廃止したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

2　前項の規定により支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録支援機関に係る第十九条の二十三第一項の登録は、その効力を失う。

（支援業務の実施等）

第十九条の三十　登録支援機関は、委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、支援業務を行わなければならない。

2　登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

（登録支援機関に対する指導及び助言）

第十九条の三十一　出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の支援業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（登録の取消し）

第十九条の三十二　出入国在留管理庁長官は、登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第十九条の二十六第一項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二　第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定に違反したとき。

三　第十九条の三十第一項の規定に違反したとき。

四　不正の手段により第十九条の二十三第一項の登録を受けたとき。

五　第十九条の三十四の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2　第十九条の二十六第二項の規定は、前項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消した場合について準用する。

（登録の抹消）

第十九条の三十三　出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第二項若しくは第十九条の二十九第二項の規定により第十九条の二十三第一項の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十九条の三十四　出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（法務省令への委任）

第十九条の三十五　第十九条の二十二から前条までに規定するもののほか、登録支援機関及び支援業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第二十条第一項中「含み」の下に「、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み」を加え、同条第四項中「場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」を「こととしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

第二十条第四項第一号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させること。」を「当該外国人に対する在留カードの交付」に改め、同項第二号中「入国審査官に、当該旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。」を「当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載」に改め、同項第三号中「入国審査官に、当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格及び在留期間を記載させること。」を「当該外国人に対する新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付又は既に交付を受けている在留資格及び在留期間の記載」に改め、同条第五項中「される日」を「される時」に改め、「経過する日」の下に「が終了する時」を加え、「早い日」を「早い時」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

第二十一条第四項前段中「第二十条第四項」の下に「及び第五項」を、「場合に」の下に「ついて」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十二条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させる」を「こととしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させることにより行うものとする。

第二十二条に次の一項を加える。

4　第二項の規定による法務大臣の許可は、前項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。

第二十二条の二第三項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、「手続に」の下に「ついて」を加える。

第二十二条の四第一項第三号中「第七条の二第一項の規定による証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第二十三条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第二十四条第三号中「第一節、第二節」を「前二節」に改め、同条第四号ロ中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

第二十四条の三第一号中「入国管理官署」を「出入国在留管理官署」に改める。

第二十六条第一項から第三項までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「外国人から、」の下に「法務大臣に対する」を加え、「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「末日」を「終了の時」に改め、同条第五項及び第七項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第四十一条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第五十条第三項中「法務大臣は、」を「法務大臣が」に改め、「ときは」の下に「、出入国在留管理庁長官は」を加える。

第五十二条第五項及び第五十五条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第五十九条の二第一項中「は、第七条の二第一項の規定による証明書」を「又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書」に改め、同条第三項中「法務大臣」の下に「、出入国在留管理庁長官」を加える。

第六十一条の二の二第三項中「前二項の」の下に「規定による」を加え、「場合には、在留資格及び在留期間を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」を「こととしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

第六十一条の二の二第三項第一号中「入国審査官に、当該外国人に対する在留カードの交付」に改め、同項第二号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させること。」を「当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付」に改め、同条第四項中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。